

やさしい

大分県社会的養育推進計画2025改定版 ～こども版【概要】～



令和7年3月

第1 社会的養育の基本方針と体制整備の全体像

1. 基本理念と計画

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、こどもの意見を尊重し、その幸せを最優先することを定めています。こどもは基本的に家庭で育てられるべきであり、家庭での生活が困難な場合でも家庭に近い環境を確保することが重要とされています。そのために、国や自治体が協力し、必要な支援を行います。

2. こどもの幸せを守るための取り組み

市町村は家庭支援に努め、こどもが家庭で育てられるよう支援します。必要に応じて児童相談所が里親や施設など、こどもに適した生活環境を整えます。特別なケアが必要な場合には、小規模施設や専門的な支援を提供する場も用意します。



3. 計画の目的

この計画は、こどもの権利を守り、家庭での生活を優先することを目指しています。里親や地域住民などが協力し、全てのこどもが健やかに成長できる環境を地域全体で構築することを目的としています。

また、この計画は市町村の「こども・子育て支援事業計画」と連携しています。

4. PDCAサイクル(※)の導入

・評価と見直し

計画の進捗状況を評価指標に基づいて毎年点検し、専門家や関係者が評価委員会で確認します。

・改善への取り組み

課題が見つかった場合は速やかに対応し、計画の改善に取り組みます。こどもの意見を尊重するため、アンケートや会議を活用して意見を収集します。



(※) PDCAサイクルとは、Plan (計画) → Do (実行) → Check (確認) → Act (改善) の4段階を繰り返して計画を継続的に改善する方法。

(続き) 第1 社会的養育の基本方針と体制整備の全体像

5. 主な目標値

これから紹介する様々な取組を通じて、5年後に達成すべき主な目標値を示します。

項目	目標指標	現状 (令和5年) → 目標 (令和11年)
第2 施設等で生活するこどもの権利を守る取組	意見を表明するための仕組みを利用できるこどもの人数	477人 → 600人
第3 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた県の取組	こども家庭センターの数	16か所 → 20か所
第4 支援を必要とする妊娠中や出産前後の女性等への取組	妊娠中や出産前後の女性を支援する事業所の数	(1か所) → 1か所
第6 一時保護の改善に向けた取組	一時保護専用施設の数	3か所 → 5か所
第7 家庭以外のケアが必要なこどものための安全で安定した生活を守る取組	親子の関係をより良くするために実施する支援の数	263件 → 300件
第8 里親やファミリーホームへの委託を進める取組	里親家庭等で生活する、乳幼児期のこどもの割合	66.7% → 75.0%以上
	里親(家庭)の数	218組 → 280組
第9 施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化に向けた取組	少人数で、地域に分散した家庭に近い児童養護施設の数	13か所 → 16か所
第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	交流の場の運営や生活相談を行う支援拠点の数	(1か所) → 1か所
第11 児童相談所の強化に向けた取組	児童福祉司と児童心理司の人数	ルールで決められた人数以上 → 新しいルールで決められた人数以上

(詳しくは、こども版本文のP3～5を参照)

第2 施設等で生活するこどもの権利を守る取組

1. これまでの取組状況

- ・ **モデル事業の実施**：大分県は令和2年から、施設等で生活するこどもを対象にした「こどもの権利を守るためのモデル事業」に参加し、権利ノート改訂や「こどもアドボケイト」の養成・活動支援（施設への定期訪問、意見の聴取など）を推進。
- ・ **成果と課題**：こどもへの説明内容の改善や意見聴取活動が進展。一部でアンケートや訪問調査の実施に課題が残るが、令和6年の目標達成が見込まれる。

2. 地域の現状と課題

- ・ 令和4年の児童福祉法改正により、こどもの意見を尊重する支援が義務化。
- ・ **こどもアンケート結果**：
 - ☑ 説明を受けたこどもの65.1%が理解、不安や不明瞭さを感じたこどもも存在。
- ・ **育てノート・育ちアルバム・ライフストーリーワーク**：
 - ☑ 成長の記録（アルバム）はこどもによって希望が異なり、個別対応が必要。



3. 今後の整備・取組方針

- ・ **研修強化**：施設職員や里親などへの研修を充実し、こどもの権利を尊重する意識を高める。
- ・ **こどもの意見聴取の充実**：施設などを定期訪問し、信頼関係を築きながら意見を丁寧に聴取。
- ・ **支援の対象拡大**：障がいのあるこどもなど、新たな対象への支援を展開。
- ・ **こどもの参画機会の拡大**：こども会議などの場を設け、意見を発信できる仕組みを整備。
- ・ **権利ノートの見直し**：定期的な内容更新と継続的な配布。一時保護専用施設など配布先も拡充。
- ・ **満足度調査と意見反映**：アンケートやヒアリングを通じてこどもの満足度を確認し、支援に反映。
- ・ **育てノート・育ちアルバム及びライフストーリーワークの推進**：こどもの希望や気持ちに寄り添い、自分を大切に思える成長を支援。



- ☑ 自分に関わることを決めるときは、信頼できる施設の職員などに、対面で話を聴いてほしい。
（相手の顔が見えるので直接話した方が安心する、文字だと誤解が生まれることがある など）
- ☑ 自分の意見を言うのが苦手な子もいると思うから、こどもアドボケイトの活動は続けてほしい。
- ☑ 自分の生い立ちや成長の記録（アルバム）を作ってほしい。あると嬉しいし、後で振り返るのに役立つ。
でも、写真は自分で選びたい。中学生くらいからでいい。
- ☑ （生い立ちや成長の記録は）昔の写真は見たくないので作らなくていい。

（詳しくは、こども版本文のP6～12を参照）

第3 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた県の取組

1. こども家庭センターの役割

- ・ **設置目的**：令和4年の児童福祉法改正に基づき、市町村に設置される「こども家庭センター」は、妊娠中の人や子育て家庭、こども自身が相談できる場を提供。
- ・ **主な機能**：家庭へのサポートや虐待防止活動の実施。

2. 市町村の支援体制の重要性

- ・ **支援の提供**：市町村を通じて、子育てが困難な家庭や虐待リスクのあるこどもへの早期支援を強化。
- ・ **地域全体の体制強化**：地域ぐるみでこどもや家庭を見守る仕組みを構築。



第3-1 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の取組

1. これまでの取組状況

- ・ 平成28年の児童福祉法改正で、「家庭養育優先」が明文化。相談窓口整備や家庭支援が進む。
- ・ 令和6年目標は部分的に達成見込みだが、施設などで暮らすこどもの数は減少しておらず課題が残る。

2. 地域の現状と課題

- ・ **相談対応**：児童相談所が虐待防止の取組や警察・学校・病院等と情報共有し、支援が必要なこどもを把握。
- ・ **連携体制**：全市町村に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が連携して支援を実施。
- ・ **ヤングケアラー（※）支援**：小学5年生～高校生を対象に調査を実施。相談窓口（電話・SNS）を設置。相談経験がないこどもが多数（誰に相談したらよいか分からない、家族のことは言いたくない など）。

（※）ヤングケアラーとは、一般的に大人が担うと想定されている家事や家族の世話（介護など）を日常的に行っているこどもや若者。責任や負担の重さにより、学業や交友関係などをに影響を及ぼすことがあるとされている。

3. 今後の整備・取組方針

- ・ **こども家庭センター**：令和9年までに全市町村へ設置。相談場所の確保と他市町村の事例共有による体制強化。
- ・ **職員研修とサポートプラン作成**：市町村・児童相談所職員の研修実施、サポートプラン作成で家庭支援を強化。

(続き) 第3 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた県の取組

第3-2 市町村の家庭支援事業(※)等の整備に向けた県の支援・取組

(※) 家庭支援事業とは、児童福祉法に規定された6つの事業（子育て短期支援、養育支援訪問支援、一時預かり、子育て世帯訪問支援、児童育成支援拠点、親子関係形成支援）。

1. これまでの取組状況

- ・この内容は国の方針に基づき今回から新たに追加したもの。

2. 地域の現状と課題

- ・家庭訪問による支援の推進：
 - ☑ 養育訪問支援事業：子育て支援が必要な家庭を訪問し、助言などを行う。
 - ☑ 子育て短期支援事業：短期間のこどもの預かりサービスを提供。
- ・支援拡大の必要性：
 - ☑ 支援が必要な家庭の増加。支援を受けることへの抵抗や相談しない家庭では虐待リスクが懸念。
 - ☑ 家庭訪問を通じて、必要な日用品や食品を届け信頼を築き支援につなげる取組を拡大。令和3年は4市で実施、令和6年には17市町村に拡大。
- ・新たな支援事業で虐待予防：
 - ☑ 子育て世帯訪問支援事業：家事・子育てに不安を感じる家庭やヤングケアラーのいる家庭を訪問し支援。
 - ☑ 児童育成支援拠点事業：家庭や学校に居場所のないこどもを対象にした居場所となる場を開設。
- ・必要な人材や資源：
 - ☑ サポートプランの作成と実行が重要。県は市町村を支援するために人材育成や情報提供を実施。
 - ☑ 里親やファミリーホームの拡充を含む地域全体での支援体制構築が求められる。



3. 今後の整備・取組方針

- ・令和4年の児童福祉法改正に基づき、親子関係の回復を支援する体制や支援メニューを整備。
- ・親と離れて暮らすこどもが家庭に戻れるよう保護者への支援を強化。
- ・全市町村で「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」を実施し、家庭環境を整えることで虐待予防を目指す。

(続き) 第3 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた県の取組

第3-3 児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組

1. これまでの取組状況

- ・この内容は国の方針に基づき今回から新たに追加したもの。

2. 地域の現状と課題

- ・**児童家庭支援センターの役割**：専門的な知識を活用し、児童相談所や市町村と連携のうえ地域密着支援を実施。
- ・**設置状況**：日本財団の協力により、3→5か所へ（大分、別府、中津、佐伯、日田）。
- ・**主な業務内容**：
 - ☑ 家庭や地域からの相談に24時間365日に対応（電話、訪問、SNSなど）。
 - ☑ 市町村からの依頼による「子育て短期支援事業」など家庭支援事業の実施。
 - ☑ 児童相談所から依頼された家庭のサポート（家庭復帰後の支援・見守りなど）。
 - ☑ 里親への支援（レスパイトケア）。ヤングケアラーへの支援。
 - ☑ 市町村や他機関との連携体制づくり。
- ・**専門性の重要性**：家庭やこどもの速やかな支援に加え、市町村への技術的アドバイスも行う。地域の状況に応じたセンターの適切な配置が必要。
- ・**相談対応件数は増加**：約60件（40家庭）に対応。市町村からの家庭支援事業は4か所のセンターが受託。



3. 今後の整備・取組方針

- ・**センターの配置**：各地域で市町村による家庭支援事業が可能な体制を目指す。
- ・**連携強化**：センター間で定期的に連絡会議を開催し、情報共有を促進。
- ・**認知度向上と安定運営**：県が財政支援を行い、センターの安定運営を支援。地域機関と連携し、センターの認知度向上と利用促進に努める。
- ・**職員確保と支援強化**：相談件数の増加に対応するため、職員数の増員を国に要望。里親支援を強化する専門の職員配置を進める。
- ・**ヤングケアラー支援**：市町村と連携し、ヤングケアラーの相談支援や居場所提供の充実を検討。

第4 支援を必要とする妊娠中や出産前後の女性等への取組

1. これまでの取組状況

- ・この内容は国の方針に基づき今回から新たに追加したもの。

2. 地域の現状と課題

- ・令和4年の児童福祉法改正：
 - ☑ 妊婦や産後の母親に一時的な住居や食事、子育て情報などを提供する仕組みが導入。
 - ☑ 都道府県が推進を担当。
- ・県の取組：
 - ☑ 医療機関や保健所、学校等が連携し、妊婦を早期発見・支援する体制を構築し、定期的に情報交換などを実施。
 - ☑ 小児科医によるアドバイスや、出産前から赤ちゃんのかかりつけ医を決定する支援を実施。
 - ☑ 施設と連携し、支援が必要な妊産婦等に、出産前後の食事や身の回りのお世話などを実施。
- ・特別な支援：精神的に困難を抱える妊婦への早期支援。緊急時には食事や身の回りの支援を提供し、必要に応じて養子縁組を紹介。
- ・経済的支援：経済的困難な妊婦には助産施設（県内2か所）への入所を手配。
- ・おおいた妊娠ヘルプセンター：思いがけない妊娠や子育て不安に、助産師が相談対応。病院の同行支援も実施。



3. 今後の整備・取組方針

- ・市町村との情報共有を徹底し、妊娠中や出産前後の方へ必要な支援を確実に提供。
- ・より支援を必要とする方へ、特別支援（例：養子縁組のサポート）を実施。
- ・新しい病院の設立時には妊婦や赤ちゃんへの支援協力を要請。
- ・妊産婦等への支援に関係する職員への研修を実施。

第5 代わりの養育が必要な子どもに関する現状と課題

1. 代わりの養育が必要な子どもたちとは？

- ・ 保護者がいない、または家庭で適切な養育を受けていないことのこと。
- ・ 里親、ファミリーホーム、児童養護施設などで安全に生活できるようにするための支援が必要。

2. 現状と今後

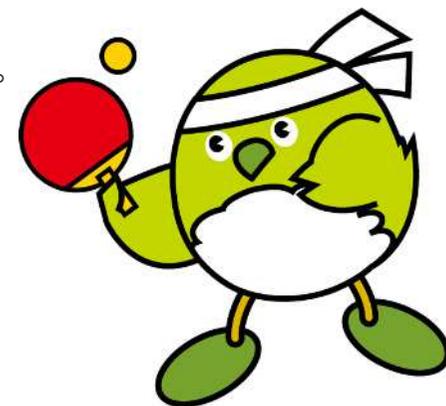
- ・ **こどもの人口減少**：
 - ☑ 11年間で約15%（27,745人）減少
 - ☑ 今後も減少が続く予想。
- ・ **代わりの養育が必要なこどもの数**：
 - ☑ 平成30年以降、450人前後で推移。
 - ☑ こどもの人口減少に反して、代わりの養育が必要なこどもの数は変わらない。
 - ☑ 児童養護施設や乳児院への入所は減少、里親やファミリーホームで暮らすこどもは増加。
- ・ **年齢ごとの分布**：
 - ☑ 3歳未満 6.4%、3歳以上就学前 15.8% 学童期（小学生以降） 77.8%
- ・ **新たに代わりの養育が必要になるこどもの数**：
 - ☑ 家庭訪問など市町村によるサポートの充実で、少しずつ減少。
- ・ **児童相談所の対応件数**：
 - ☑ 虐待対応件数は年々増加し、令和5年には過去最多。
 - ☑ 虐待防止の意識が社会全体で向上し、こどもの安全を守る意識の高まりが背景。
- ・ **一時的に保護されるこどもの数**：
 - ☑ 一時保護専用施設の増設により、緊急時の受入れ体制が強化。
 - ☑ 一時保護所で短期間の入所による観察や支援を実施しているため、こどもの数は増加。
- ・ **市町村の支援体制**：
 - ☑ 地域での支援体制が整備され、家庭訪問などのサポートが進む。
 - ☑ 家庭での子育てが難しい場合でも、関係機関の連携による支援が可能。
- ・ **今後**：
 - ☑ 市町村と連携して、虐待予防と再発防止の両方を徹底。
 - ☑ 児童養護施設にも協力してもらい、家庭への支援を進める。



第6 一時保護の改善に向けた取組

1. これまでの取組状況

- ・一時保護所：
 - ☑ 中央児童相談所に隣設（1か所、定員22名）。こどもアドボケイトが定期訪問。
 - ☑ 緊急保護、短期入所指導、行動観察を目的とした一時保護を実施。
 - ☑ 虐待対応件数の増加に伴い、保護者の同意なしで保護するケースも増加。
- ・一時保護専用施設：
 - ☑ 一時保護所が満員の場合、児童養護施設との連携による緊急保護を実施。
 - ☑ 目標としていた協力施設の増加が達成見込み（3か所目標→4か所へ）。



2. 地域の現状と課題

- ・設備と体制：
 - ☑ 一時保護所には、ヒーリングルームや運動場を整備。建物のペース制限により、2人部屋利用時に年齢や相性等で支障が出ることも。小学生以上の1人部屋確保が求められる。
 - ☑ 児童指導員や看護師などを配置。心理療法担当職員の配置が求められる。
- ・権利擁護：こどもの意見を反映するため、権利ノートの配布や意見箱の設置、大分大学との連携を実施。
- ・こどもアンケート：自由な時間が欲しい（16.5%）、外で遊びたい（13.2%）など、改善を求める意見も多数。
- ・第三者評価：個別支援や自主的活動の観察が課題として指摘。

3. 今後の整備・取組方針

- ・一時保護所の改修工事：令和6年度から実施。1人部屋を増やし、プレイルーム拡張や緊急時用の部屋も新設。
- ・生活ルールの見直し：こども会議などで意見を取り入れ、生活ルールの見直しを進める。
- ・乳幼児の緊急保護：乳幼児の急な保護時には、近隣の里親の受入れ体制を整備し、移動負担を最小化。
- ・一時保護専用施設の体制強化：学習支援や送迎などの充実に向けた職員の増員や、1人部屋を増やすための改修工事支援の充実をを国へ要望。



- ☑ ルールが多すぎて自由度がない。
（服装、髪型、早朝ランニング、外遊び、就寝や入浴時間など）

（詳しくは、こども版本文のP24～26を参照）¹⁰

第7 家庭以外のケアが必要なこどものための安全で安定した生活を守る取組

仕組みと役割

- ・令和4年の児童福祉法改正：親子の関係性を再構築するための新たな仕組みを導入。市町村が家庭訪問やこども家庭センターの設置によりサポートを強化。こどもの家庭復帰を支援するための取組を県が実施。

第7-1 児童相談所のサポート体制強化に関する取組

1. これまでの取組状況

- ・この内容は国の方針に基づき今回から新たに追加したもの。

2. 地域の現状と課題

- ・**パーマネンシー**とは：こどもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障。いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができると信頼できる1人以上の人との「つながり」。周りの大人ではなく、「こども自身が決めるもの」。
- ・**ケアの優先順位**：家庭以外のケアが必要な場合、まず里親の選定を検討。選定には、こどもの特性や状況に応じた配慮を実施。特別なケアが必要な場合は、小規模な専門施設でのサポートも検討。
- ・**安定した生活環境の提供**：家庭復帰が難しい場合、親族の家や特別養子縁組を早期に検討。
- ・**パーマネンシープランの導入**：令和6年度から、新たに家庭以外での養育が必要となるこどもについて「パーマネンシープラン」を作成。家庭復帰支援やケア方針を整理し、効果的な支援を進める計画。
- ・**必要な体制**：専任職員や専門チームの配置が求められるが、児童相談所では令和元年に体制を整備済み。



3. 今後の整備・取組方針

- ・**研修の充実**：職員がスムーズにこどものケアを行えるよう研修を充実させる。
- ・**パーマネンシープランの活用**：こどもや保護者の意見を反映し、同意を得ながら作成。こどもに対しては、年齢や状況に応じたわかりやすい説明を行う。こどもの気持ちを最大限に尊重し、最善の選択を検討する。



(パーマネンシーという言葉の定義を事前に説明したうえで)

- ☑ いつでも帰れる場所は、急な訪問を「よく来てくれたね」と迎え入れてくれ、「困ったらいつでも来てよいよ」、「おかえり」と言ってくれる安心できる場所。
- ☑ 信頼できる人は、秘密を口外せず話しやすく付き合いが長い人、隠し事なく否定せず話を聞いてくれる人。
- ☑ 信頼できる人(施設職員)なので感謝している。

(詳しくは、こども版本文のP27~29を参照)¹¹

(続き) 第7 家庭以外のケアが必要なこどものための安全で安定した生活を守る取組

第7-2 親子関係を取り戻すための取組

1. これまでの取組状況

- ・この内容は国の方針に基づき今回から新たに追加したものの。

2. 地域の現状と課題

・親子関係改善の支援体制：

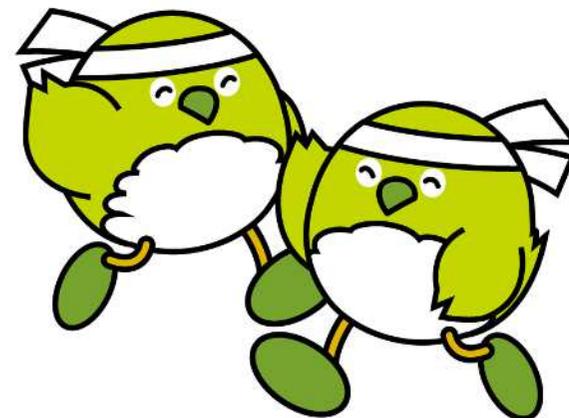
- ☑ 児童養護施設や里親家庭のこどもに対し、児童相談所の専門チームが親子関係を改善する支援を提供。
- ☑ 家庭復帰後も児童相談所が定期的に訪問や相談対応を行い、家庭を見守る。
- ☑ 必要に応じて児童家庭支援センターと連携し、親が子育て方法などを学ぶ支援を実施。

・専門的支援の強化：

- ☑ 精神科医の増員や職員研修を通じ、トラウマを持つこどもや親へのカウンセリングを充実。
- ☑ 児童相談所において、親子関係を改善するためのプログラムを見直し、サポートの質を向上。

・現在の取組例（令和5年）：

- ☑ 精神科医によるカウンセリング：81件
- ☑ 家族全体へのサポートプログラム：111件
- ☑ 問題解決のための家族会議支援：48件
- ☑ 親子が共に過ごす宿泊型支援：10件
- ☑ 専門家からのアドバイス支援：13件



3. 今後の整備・取組方針

・専門体制のさらなる強化：

- ☑ 精神科医の増員による専門カウンセリングの拡大。
- ☑ 職員研修を充実し、技術向上や資格取得を支援。外部団体と連携した親子関係を改善するプログラム実施。

・専門体制のさらなる強化：

- ☑ 市町村と情報共有し、家庭復帰後の支援計画を共同で策定。
- ☑ 地域全体で親子が安心して暮らせる環境づくりを進める。

第7-3 特別養子縁組(※) 推進のための支援体制構築

1. これまでの取組状況

(※) 特別養子縁組とは、こどもの福祉の増進を図るために、養子となる子の実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、養親と養子が実子と同じ親子関係を結ぶ制度

・特別養子縁組の周知活動:

- ☑ 県産婦人科医会と協力した説明会などを実施、制度の認知拡大を推進。
- ☑ 里親には法律で定められた研修とは別に、追加の研修会も提供。

・児童相談所の対応強化:

- ☑ 特別養子縁組専任職員を配置、里親探しや研修を組織的に実施。
- ☑ 負担軽減を図るため、児童相談所が早期に特別養子縁組を判断。

・目標達成の課題:

- ☑ 実親の同意が得られないなど、特別養子縁組成立件数の目標達成は難しい。



2. 地域の現状と課題

・支援体制の構築:

- ☑ 実親が養育できない場合、特別養子縁組を推進。乳児院や日本財団と連携し、新たな支援機関(フォスターリング機関)の設立を検討。
- ☑ 隣県の児童相談所と協力し、県を超えた特別養子縁組の環境整備を推進。

・支援の必要量と状況:

- ☑ これまで年間で約5件が成立、今後5年間で25件を目指す。
- ☑ 令和5年度には6件成立。児童相談所の職員75名が特別養子縁組に関する研修を受講。

3. 今後の整備・取組方針

・こども最優先の支援:

- ☑ 件数を優先せず、こどもにとって最良の方法を追求。家庭復帰が難しい場合、こどもの年齢に応じて特別養子縁組を検討。
- ☑ 実親との話し合いやこどもへの真実告知など、将来の成長を見据えた丁寧な支援を実施。

・新しい支援機関の設立:

特別養子縁組に特化した新しい支援機関の創設を目指し、関係機関と連携を強化。

第8 里親やファミリーホームへの委託を進める取組

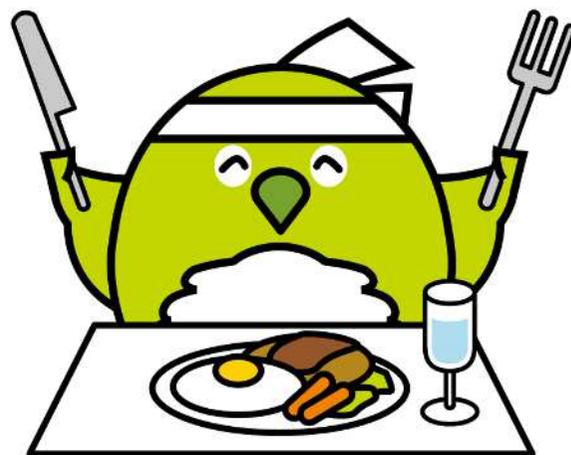
第8-1 里親やファミリーホームへの委託こども数の見込み等

1. これまでの取組状況

- ・ **国の目標**：国が平成29年に発表した方針（家庭養育優先）に基づき、全国で里親委託を推進。
- ・ **県の取組**：里親支援チームを設置、職員による家庭訪問や里親の募集説明会、里親同士の交流支援を実施。
- ・ **令和6年度目標**：里親委託率の目標38%を達成見込み（40%へ）。

2. 地域の現状と課題

- ・ **取組が加速**：令和4年、代わりの養育が新たに必要になったこどもの58.7%が里親等に委託。特に、里親に委託される乳幼児の割合が増加。
- ・ **里親の登録**：里親数は増加中だが、高齢化などによる登録の維持が課題。NPO法人と連携し広報活動を強化。
- ・ **到達目標**：乳幼児期は75%以上、学童期は35~50%以上のこどもを里親やファミリーホームに委託する目標。年間15組の里親登録を目指す。



3. 今後の整備・取組方針

- ・ **里親委託の優先化**：
 - ☑ こどもを家庭的な環境で育てるため、里親やファミリーホームへの委託をさらに推進。
 - ☑ 長期施設入所中のこどもの里親委託への移行を検討。
- ・ **里親登録促進**：
 - ☑ NPO法人や市町村と連携し、里親月間（毎年10月）やオンライン説明会を活用して募集活動を拡大。
- ・ **里親制度の充実**：短期的な里親委託が可能な仕組みを整備。新たな里親制度の創設を含め、国に要望。



- ☑ 理想の里親は、自分のことを理解してくれる、お世話をしてくれる、意見を聴いてくれる人。
- ☑ 理想の里親家庭は、スポーツや勉強などができる、（様々な行事に）参加・挑戦・体験させてくれる、一緒に食事する、休日は外出して一緒に過ごしてくれる家庭。
- ☑ （呼び名が）『お母さん』はハードルが高く、『おばさん』は周りの目が気になる。
- ☑ 名字が違うことを友達から言われて嫌だった。

(続き) 第8 里親やファミリーホームへの委託を進める取組

第8-2 里親や委託中のこどもを支援するための取組

1. これまでの取組状況

・体制整備の進捗：

- ☑ 児童相談所に里親支援チームを設置し、里親支援の拠点として体制強化。
- ☑ 令和3年に日本財団の協力でNPO法人を設立、専門的な里親支援を実施中。

2. 地域の現状と課題

・あらゆる支援を行う里親支援センター：

- ☑ 令和4年の児童福祉法改正に伴い、里親募集や養育支援など里親や委託中のこどもの支援を担う「里親支援センター」が創設。
- ☑ 将来的に、NPO法人による里親支援センターの設置を予定。

・民間フォスタリング（里親支援）機関：

- ☑ 専門的な養育支援が行える、乳児院や児童養護施設の協力推進。
- ☑ 里親への研修充実、里親のニーズに対応する必要あり。

・児童相談所の体制：

- ☑ 児童相談所での里親支援体制は維持しつつ、地域ごとのサポート機関との連携が必要。

3. 今後の整備・取組方針

・支援機関の設置と役割分担：

- ☑ 大分市ではNPO法人による里親支援センター設置を目指す。
- ☑ その他の地域では児童相談所が支援を担い、地域によって児童養護施設などと連携。

・里親支援の多様化：

里親レスパイト（短期間の預かり支援）を、乳児院や児童養護施設、宿泊可能な児童家庭支援センターの活用を推進。県里親会と連携した里親同士の交流会などを推進。

・研修の充実と意見反映：

里親の意見を反映し、テーマ別研修を児童相談所だけでなく、里親支援センターや民間フォスタリング機関での実施も可能にする。

・こどもの支援：

里親支援センターによる養育支援に加え、自立支援や意見表明の支援なども推進。



第9 施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化に向けた取組

第9-1 施設で生活するこども数の見込み

1. 施設で生活するこどもの見込み

- ・「家庭に代わる養育が必要なこども数」のうち「里親家庭で生活するこどもの数」を引いた人数。
- ・令和5年は270名、令和11年は232名の見込み。

2. 施設の役割と必要な支援

- ・ **専門的なケアの提供**：
 - ☑ 施設では、こども一人ひとりの状況に応じて、心や行動に関する課題を改善する支援や、親子関係を良好にする支援が必要。
 - ☑ 施設での生活をサポートしながら、専門的なケアの提供。
- ・ **支援計画の実施**：
 - ☑ 児童相談所が作成する支援計画（パーマネンシープランを含む）に基づき、施設がこどもや親に支援方針を丁寧に説明。
 - ☑ 親への支援を通じて、家庭で生活できる環境を整えるため、児童相談所や関係機関との連携強化。
- ・ **こどものウェルビーイングを最優先に**：
 - ☑ 新たな支援先を検討する際は、保護者の意見だけでなく、こどもの年齢や気持ちも考慮し、最適な方法を見つけることが重要。
 - ☑ こどもの幸せ（ウェルビーイング）を第一に考える。



- ☑ (地域小規模施設は) 普通家庭みたいで良い、あまり人と関わりたくない子には良いと思う。
- ☑ (地域小規模施設は) 大人数の方が多くの子と関係性が築ける。小さな施設や家の場合、人との関わりが少なくなりそうで心配。
- ☑ 今の生活に満足している。
- ☑ 食事や外出、スマートフォンの所持などに関する生活ルールを改善してほしい。
- ☑ 意見を否定することや話を遮ることをやめてほしい。
- ☑ こども会議での意見をもっと聴いてほしい。
- ☑ 自分の意見や話を親身に聴いてくれたうえでの指導は納得できる。

(続き) 第9 施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化に向けた取組

第9-2 施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化への取組

1. これまでの取組状況

- ・ **施設の役割**：こどもが家庭に近い環境で必要なケアを受けられるよう、施設を小規模・地域分散化し、機能を強化する目標に向けて絶えず前進。
- ・ **成果と理由**：児童相談所との連携や専門職員の配置、施設の多機能化が進展。

2. 地域の現状と課題

- ・ **施設配置状況**：乳児院1か所、児童養護施設9か所、児童心理治療施設1か所など。小規模・地域分散化の運営が進む一方、職員の不足などが課題。

3. 重点的な取組分野

- ・ **小規模かつ地域分散化**：施設改修で個室化を更に推進。
乳児院は、日本財団の協力により令和6年に新築、全室ユニット化。
- ・ **専門職員の増員と養育機能強化**：
 - ☑ 家庭支援、心理療法、自立支援などの専門職員の配置が進む一方、人材不足が課題。
 - ☑ 大学や専門学校と連携して人材育成が必要。
- ・ **一時保護専用施設と児童家庭支援センターの拡充**：施設の専門性を活かした機能強化が進む。
- ・ **里親支援**：里親家庭の負担軽減やサポート強化を推進。
- ・ **母子生活支援施設の活用**：妊産婦等生活援助事業などを通じて、出産前後のサポートを拡充。
- ・ **家庭支援事業の推進**：虐待防止を徹底するため、市町村が行う家庭支援事業を児童養護施設などが実施。
パーマネンシープランに基づき、在宅支援環境の整備を推進。

4. 今後の取組方針

- ・ **施設の機能強化**：小規模かつ地域分散化の施設運営を目指し、特別なケアが必要なこどもへの対応強化。
- ・ **人材の確保**：求人方法や労働環境の改善を進め、就職に繋がるような学生等への施設体験機会の創設を検討。
- ・ **在宅支援サービスの提供**：施設の専門性を活かし、市町村と連携した家庭支援事業を推進。
- ・ **こどもの意見の尊重**：施設内でのこども会議や意見交換の場を充実し、こどもの意向を反映したケアを実施。

(詳しくは、こども版本文のP43～50を参照) 17



第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

第10-1 自立を助けるために支援が必要なこどもの実態と見通し

1. 支援が必要なこどもたちの実態と見通し

- ・ **令和4年の児童福祉法改正**：社会的養護を経験した人（児童養護施設や里親家庭などで生活していた人）などの実態を知ることが、都道府県の必ず行うべき業務として決定。
- ・ **自立準備中のこどもの人数**：令和6年3月末時点で、毎年約40人が、施設や里親家庭を巣立ち、社会に出る見込み。



2. 支援内容

- ・ **自立前の支援**：交流の場や生活相談先、自立支援資金の貸付制度を案内。
- ・ **自立後の支援**：定期的な訪問や電話、メールなどで継続的にサポート。

3. 令和4年の実態調査の結果

- ・ **調査の内容**：日本財団の協力により、大分県内の施設や里親家庭を巣立った18歳以上の530人を対象に調査。
- ・ **調査結果の概要**：
 - ☑ 78人が回答（回答率14.7%）。
 - ☑ 生活状況：支出が収入を上回る（21.8%）、通院中（14.1%）などの回答があり、心の問題を抱える人も多い。
 - ☑ 支援してほしいこと：1位 仕事（47.4%）、2位 生活費や学費（41.0%）、3位 住まい（24.4%）。

4. 今後の取組

- ・ **継続的な調査**：
 - ☑ 物価高騰など、世の中の変化により、生活状況が変化している可能性あり。
 - ☑ 支援が必要な状況（就労、学業、生活費、住まい）について再調査の実施を検討。
- ・ **連携と対策**：支援機関が協力し、効果的な支援策を検討・実施する協議の場を設置。

(続き) 第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

第10-2 社会的養護経験者の自立に向けた取組

1. これまでの取組状況

- ・ **アフターケアセンターの活動**：
 - ☑ 大分県では「児童アフターケアセンターおおいた」を拠点に支援を実施。
 - ☑ 支援員が毎年「継続支援計画」を作成し、生活や仕事をサポート。
 - ☑ 施設退所後の就労・就学率は目標を達成見込み。
- ・ **職業指導員の配置**：全児童養護施設に配置。関係機関と連携して退所者を支援。



2. 地域の現状と課題

- ・ **支援の柔軟性**：令和4年の児童福祉法改正により、社会的養護経験者の年齢に関わらず、個々の状況に応じた支援に拡充。支援内容は、生活や仕事に関する相談助言、交流の場の提供、関係機関との調整など。支援の実施場所も拡充。
- ・ **CONET（コネット）ステーションの設置**：社会的養護経験者同士の交流の場所を開設。
- ・ **アフターケアセンターの体制強化**：令和4年度に相談員を増員、専門の心理職も配置。
- ・ **ボランティア団体による活動**：社会的養護経験者同士の交流や季節行事を企画・実施。この活動は、元施設職員等による有志が、ボランティアにより運営。

3. 今後の整備・取組方針

- ・ **支援施設の整備**：
 - ☑ 自立支援施設（自立援助ホームなど）や拠点を整備、生活支援や居場所提供の充実。
 - ☑ 県外の支援団体などとの連携も強化、社会的養護経験者の状況に応じた支援を提供。
- ・ **交流の場や居場所の確保**：CONETステーションやボランティア団体の取組の安定的な運営支援を検討。



- ☑ 措置解除後（施設を出たあと）、仕事やお金、学校（進学や卒業）のことで困りそうで心配。
- ☑ 一人暮らしが怖い、料理や病院（通院）が不安。
- ☑ 心配ごとがない人がいるなんて、信じられない。
- ☑ （困ったら）施設の職員など身近な人に直接会って相談したい。会いに行ったり、来てもらったりして相談したい。

第11 児童相談所の強化に向けた取組

第11-1 県の児童相談所の人材確保・育成のための取組

1. これまでの取組状況

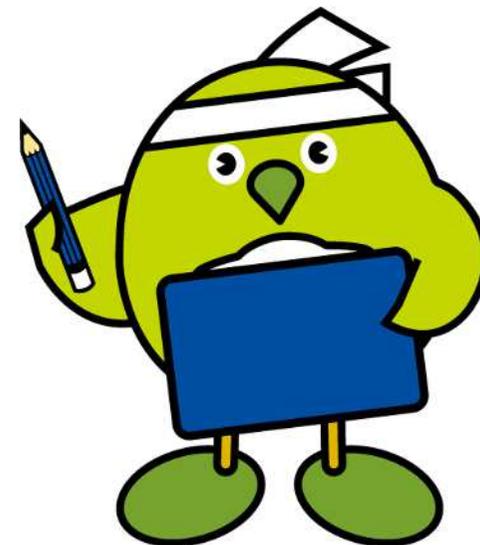
- ・ **虐待防止対策**：国の方針に基づき、児童相談所の体制と専門性を強化。
しかし、全国で虐待件数は増加、更なる対策の強化が必要。
- ・ **県の取組**：児童福祉司や児童心理司を増加（目標達成見込み）、質の向上も必要。

2. 地域の現状と課題

- ・ **児童相談所数と体制**：大分県には「中央」と「中津」の2つの児童相談所を設置。
- ・ **専門家の増員**：医師や保健師、弁護士などを増員、AI技術を活用した支援も検討。
- ・ **研修の実施**：児童福祉司や児童心理司は、今後、資格取得にも挑戦が必要。

3. 今後の整備・取組方針

- ・ **専門家の増員と研修強化**：精神科医や弁護士の協力を得て、相談支援を強化。
令和6年からは精神科医を更に増員、引き続き、児童心理司の研修派遣を実施予定。
- ・ **職員のスキルアップ**：児童相談所職員の質の向上のため、スキルアップ研修や資格取得をサポート。
- ・ **AIの活用**：最新技術により、相談内容の記録や緊急度の判断を支援、職員の負担を軽減。
- ・ **新たな児童相談所の設置**：大分市を担当する新しい児童相談所設置を検討。児童相談所が担当するこどもの人数を減らし、よりきめ細かな対応が可能に。
- ・ **職場環境の改善**：新任職員への指導やOJT（職場内研修）の強化、働きやすい環境を整備。
- ・ **長期的な担当者の確保**：担当児童福祉司が異動で頻繁に変わる現状の改善を目指し、こどもや保護者を長期的に支援できる仕組み作りを検討。



- ☑ 担当の児童福祉司や児童心理司は、話（自分のこと）を理解してくれる人が理想。
- ☑ 人事異動などで、すぐに担当者が変わることが不満。
- ☑ 若い人だと心配。
- ☑ 約束を破られ信頼できなくなった。（措置先を）勝手に決められた。
- ☑ 反抗的で決めつけたような言い方や聞き方をされた。
- ☑ 自分のために一生懸命動いてくれる今のケースワーカーに感謝している

(続き) 第11 児童相談所の強化に向けた取組

第11-2 中核市の児童相談所設立に向けた取組

1. これまでの取組状況

- ・この内容は国の方針に基づき今回から新たに追加したもの。

2. 地域の現状と課題

- ・**中核市の児童相談所設置**：平成16年から、中核市（本県では大分市）が児童相談所を設置可能に。令和元年には、政府がサポートする方針を決定。
- ・**大分市との協議**：
 - ☑ 大分市は虐待防止のために児童相談所設置を検討。
 - ☑ 職員の育成や中央児童相談所との情報共有が重要であり、慎重に進めるべきとの認識を共有。
- ・**人材育成と研修**：平成25年以降、児童相談所職員と市町村職員が交流し、技術を学び合う研修を実施。これまでも大分市では、県と協力して人材を育成。
- ・**城崎分室の設置**：
 - ☑ 令和4年に大分市を専任で担当する、中央児童相談所「城崎分室」が設置。
 - ☑ 大分市こども家庭センターと一緒に会議を行い、情報共有や連携がスムーズに。
- ・**虐待相談への対応**：中央児童相談所の虐待対応件数の約60%が城崎分室、大分市との連携が重要。
- ・**今後の協力**：令和6年2月、県と大分市は更に協力して、こども家庭センターの設置や虐待防止対策を進めることを確認。
- ・**全国の現状**：全国で児童相談所を設置している中核市は、62中4市（横須賀、金沢、明石、奈良）のみ。



3. 今後の整備・取組方針

- ・**大分市の考えを尊重**：県は大分市の考えを重視し、引き続き人材交流などを通じて、お互い職員の技術や知識を高める支援を実施。
- ・**情報共有とアドバイス**：児童相談所設置に向けて大分市が進める検討状況を共有、必要なアドバイスを提供。

第12 障害児入所施設での支援

1. 地域の現状

・家庭的な生活を提供する施設：

- ☑ 障がいのあるこどもが入所できる県内の福祉施設は3か所。
- ☑ こどもたちが少人数のグループで生活できるよう、環境整備済み。
- ☑ 施設内では、4人以下の部屋で生活することが求められているが、実際には約7割のこどもが2人以下で生活できる部屋に入居。



2. 今後の整備・取組方針

- ・**施設環境の改善**：施設の改修工事や修理の費用を補助し、こどもたちが快適に過ごせる環境づくりを支援。
- ・**短期利用の推進**：こどもや家族が必要な時に、施設を短期間利用（入所）できるよう、体制を整備。
- ・**こどもの権利の保護**：こどもたちが自分の意見を伝えられるようにサポートし、安心して暮らせるよう関係機関と連携して支援。
- ・**職員のサポート体制強化**：施設職員のスキル向上のための研修を実施。
- ・**障がい者（児）への差別撤廃**：障がいの有無に関わらず、みんなが気持ちよく暮らせる社会を目指し、啓発活動を展開。

3. こどもの意見を大切にする取組

・サポートツールの導入と意見を聴く機会の増加：

- ☑ こどもたちが絵や写真、簡単な言葉を使って自分の意見を伝えやすくする道具を提供。
- ☑ 職員が日常的にこどもたちの意見を聴く場づくりを推進。

4. 里親との連携

- ・**里親の支援**：里親が抱える不安や負担を軽減するために、相談や訪問サポートの実施。
- ・**里親の増加**：障がいのあるこどもを受入れる里親を増やすため、積極的に広報活動を展開。

